

デジタル化牽引人材育成事業実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、豊田市デジタル化牽引人材育成事業について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）市内企業等 市内に主たる事業所（個人事業主にあたっては、市内に住所及び主たる事業所）を置く、会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する会社、または、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者及び個人事業主をいう。

（2）従業員 雇用される者をいい、代表者及び役員は含まない。

（3）学校 学校法人名古屋電気学園愛知工業大学情報電子専門学校をいう。

（事業の目的）

第3条 本事業は、市内企業等がその従業員を学校の過程に修学させることで、デジタル化牽引人材を育成し、市内企業等における従業員のデジタルスキル向上の効果的な促進及び、市内企業の競争力の向上による地域産業の振興を目的とする。

（事業の概要）

第4条 市内企業等が従業員を学校の課程に送り出すための授業料等の費用について、予め定めた人数及び予算の範囲内において、市が学校への負担金として拠出する。負担金の額は、修学者1人につき、50万円/半期を上限とする。

2 前項に規定する授業料等とは、学校が定める募集要項のうち、次の各号に掲げるものをいう。なお、次の各号のいずれにも該当しない経費（学生会費、教科書・教材費等）は、申請事業者もしくは修学者本人が負担することとする。

（1）入学金

（2）授業料

（3）教育充実費

（応募条件）

第5条 本事業に応募する市内企業等は、自社で雇用する従業員のうち、原則として、2年間に渡り在籍しながら履修ができ、社内のデジタル化の推進に向けた一定の役割を期待された者を修学させること（1事業者につき1人を上限とする。）。万が一、履修状況により3年間に渡る修学が必要となる場合においても、3年目に係る負担金については、市は負担しない。

（応募の制限）

第6条 第5条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本事業への参加を認めない。

（1）市税を滞納している者

- (2) 公序良俗に反する事業を行っている者
- (3) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる者
- (4) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる者
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者
- (9) そのほか、市長が不適當と認める者

（応募方法）

第7条 本事業への参加を希望する市内企業等は、デジタル化牽引人材育成事業参加申込書（様式第1号）を、市が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（選考）

第8条 前条の規定により参加申込書が提出されたときは、その内容に基づき、外部の委員も含めた選考委員会により選考し決定する。

（負担金の返還）

第9条 本事業により、学校へ修学した者が、その後3年の間に、修学を開始した時点で在籍した市内企業等を退職した場合は、市内企業等は、その者に関する市の負担額の全額を速やかに市に返還しなければならない。ただし、本人の死亡、病気又は事故等で業務継続が困難とみなされる場合のほか、本人及び雇用主の責めに帰すべき事由がない場合は、この限りではない。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和5年2月13日から施行する。

年 月 日

豊田市長 様

(申請者) 所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____

デジタル化牽引人材育成事業参加申込書

1 修学を希望する従業員

氏名	
ふりがな	
生年月日	
最終学歴及び修学状況	
配属	
現在の職務内容	
デジタル分野に関する 保有資格、業務経験	
本事業の適性ほか、 アピールしたいこと	

2 履修コースの種類

		第一希望	第二希望	第三希望	第四希望
高度情報処理 学科	コンピュータシステムコース				
	メディア情報コース				
メカトロニクス 学科	電子制御・ロボットコース				
	CAD・CAM コース				

※該当する欄に○を記入。該当しない欄は空欄とする。

3 申請者の概要

業種	
資本金の額又は出資額の総額	円
常時使用する従業員数	人
主たる事業所（本社）の所在地	豊田市

4 自社におけるデジタル化牽引人材育成事業の概要

(1) 自社のデジタル人材育成に関する現状と課題の認識
(2) デジタル化、DX 推進に関する取組内容（予定を含む）
(3) 上記（2）の取組が市内産業に与える影響（他社への展開可能性など）やアピールポイント
(4) 今後のデジタル人材育成の方針
(5) 学びたい事項と組織や業務への活用（受講者回答）

5 条件の確認

※以下の条件を確認し、をすること。

- 自社で雇用する従業員を、原則として2年間に渡り在籍させながら修学させます。
- 修学した者が、その後3年を経過するより前に、修学を開始した時点で在籍した市内企業等を退職した場合は、その者に関する市の負担額の返還に応じます。
- 履修状況により3年間に渡る修学が必要となる場合においても、3年目に係る授業料等の減免は受けられない旨、承知しています。

6 申請事務担当者

部署名	
氏名	
電話	
Email	

添付書類

- 1 役員名簿（個人事業主は不要）、2 登記事項証明書の写し等、3 会社パンフレット、4 市税完納証明書、5 修学させる従業員との雇用関係を証明する書類

